

コロナに強い社会へ： 「北海道スタイル」構築に向けた 支援策ガイドブック



北 海 道

2020. 6. 12時点版

目次

第1章 「新北海道スタイル」関連支援策

ページ

1. 「新北海道」スタイルについて	2
2. 事業者向け支援施策	
（1）支援金	
①休業協力・感染リスク低減支援金	3～5
②経営持続化臨時特別支援金	6～7
（2）資金繰り支援	
中小企業総合振興資金 （新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）	8～10
（3）小規模企業に対する伴走型経営支援	
①感染予防対策普及	11
②地域の取組に対する支援	12
③宿泊事業者に対する支援	13
④感染拡大防止ガイドラインの策定普及	14
⑤専門家派遣	15
（4）需要回復に向けた取組への支援	
①持続化補助金に対する上乗せ支援	16
②北海道コロナ通知システム	17～18
③企業・団体の取組事例発信	19
3. 北海道スタイルの促進に向けた国の主な支援策	20

第2章 その他のコロナ関連支援策

1. 相談窓口	
①相談窓口の開設	22
②国の給付金、助成金に関する申請サポート窓口	23
2. 事業者向け支援施策～需要回復に向けた取組への支援～	
①食と観光需要確保緊急対策事業	24
②道産品消費回復緊急対策費	25
3. 雇用に関する支援施策	
①ジョブカフェ・ジョブサロンによる再就職支援	26
②オンライン就職活動緊急支援事業	27
③「NO! 3 密」就活応援宣言（企業・団体の取組事例発信）	
④勤労者福祉資金の保証料免除	28
⑤『北海道短期おしごと情報サイト』	29
4. 税・公共料金関連	
①道税の申告期限の延長・納税の猶予等	30
②道営工業用水道料金の支払猶予及び分納	31

第1章 「新北海道スタイル」 関連支援策



「新北海道スタイル」について

新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイル、それが「新北海道スタイル」です。

新北海道スタイルとは

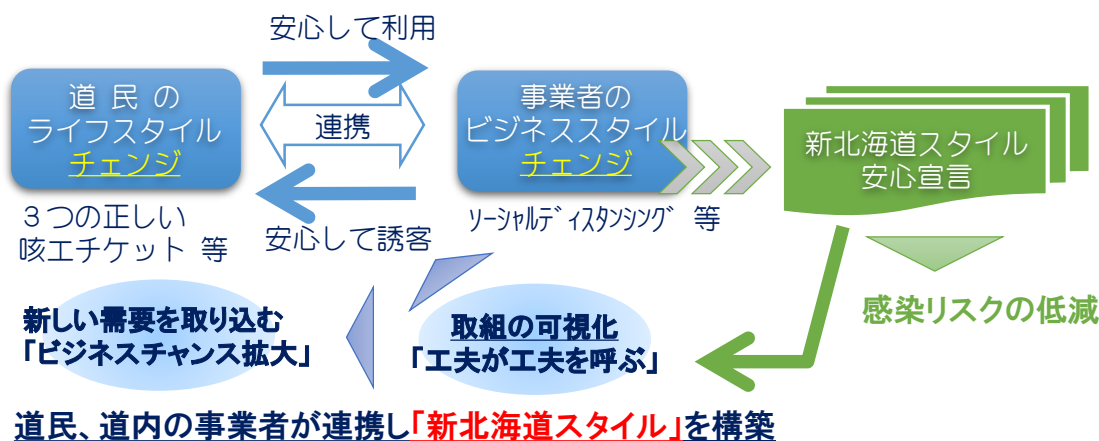
新型コロナウイルスとの闘いが長期化しています。
 私たちは、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けて、
ライフスタイル、ビジネススタイルを変革しなければなりません。
 北海道に関わる全ての方々の知恵を集め、取組を可視化し、
 道民と事業者が連携しながら、北海道全体で感染リスクを低減させる、
 そして、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげていく。
 それが「**新北海道スタイル**」です。
 道民の皆様が心をついに、コロナと共存する
 新たなステージの北海道を目指しましょう。

北海道知事 鈴木 直道



目指す姿

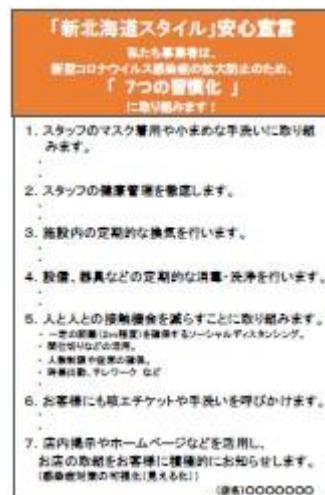
道民と事業者の連携モデル



「新北海道スタイル」安心宣言

事業者の皆様に取り組んでいただきたい7つのポイント

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょう。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょう。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょう
 - ・ 一定の距離(2m程度)の確保
 - ・ 間仕切りなどの活用や人数制限、空席の確保
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょう。
7. お店の取組をお客様に積極的にお知らせしましょう。



【お問合せ先】

北海道経済部経済企画局経済企画課

TEL : 011-206-0287

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

右QR
コード
からも



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月25日（土）から5月15日（金）までの期間、休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対し、支援金を支給します。

ご協力をお願いする期間

支援金のお支払いにあたっては、下記の期間中に、休業、酒類の提供時間の短縮及び感染リスクを低減する自主的な取組の要請に、ご協力をいただくことが必要です。

・ **令和2年4月25日（土）から5月15日（金）まで**

休業要請等の対象施設の範囲

- ・ キャバレー、ナイトクラブなどの遊興施設等、体育館などの運動・遊技施設、劇場等、博物館などの集会・展示施設、生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗などの商業施設、大学、学習塾等、文教施設。
 - ・ 詳しくは、北海道「休業要請等について」ホームページに掲載した「休業要請等の対象施設一覧」をご確認ください。
- ※URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>

ご協力をお願いする内容・支援額

要件		支給額
① 休業要請を受けた施設を休業すること 酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行うこと	② 感染リスクを低減する自主的な取組を行うこと	30万円（法人） 20万円（個人事業者）
		10万円 （法人・個人事業者問わず）

- ・ 北海道内で対象施設を管理する法人（中小企業に限らず、大企業等も含まれます。）又は個人事業者が申請者となります。
- ・ 道内に対象施設があれば、道外に本社がある法人であっても支給対象となります。
- ・ 複数の施設を管理している事業者は、全ての対象施設で取組を行うことが必要です。
- ・ 令和2年4月24日時点で、対象施設に関して必要な許認可等を取得の上、対象施設を管理している事業者が対象です。

申請期間

令和2年4月30日（木）から7月31日（金）まで【郵送・電子申請】

ご注意

ご協力をお願いする期間中に、休業していたこと、酒類の提供時間を短縮していたことがわかる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写し等が必要となりますので、休業等中に保存・記録しておいて下さい。

支援金支給の申請に必要な書類

- ① **申請書**（北海道公式ホームページから印刷できない場合は、道庁本庁舎1階の道政広報コーナー、総合振興局・振興局で配布します）
- ② **営業の実態が確認できるもの**
対象期間より前から継続して営業していることを確認できるもの。
- ③ **業種・業態が確認できるもの**
施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観（社名や店舗名入り）及び内景がわかる写真
- ④ **休業等の状況が確認できるもの**
対象期間中に休業していたこと、酒類の提供時間を短縮していたことがわかる店頭告知チラシ（掲示物）やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど
- ⑤ **感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの**
感染リスクを低減する取組内容が確認できるもの
- ⑥ **誓約書**
- ⑦ **通帳の写し**
- ⑧ **本人確認書類の写し【個人事業者のみ】**

書類の詳細は「申請の手引き」（5月15日版）でご確認ください。

【申請書・手引きのダウンロード】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sienkin.htm>

対象施設・対象事業者

①休業要請を受けた施設を休業した事業者

・1つの施設内に、休業等を要請する施設と要請しない施設が併設され、明確に区分されている場合、休業等要請の対象となる施設を休業等した場合は支給対象。

【例】ア 宿泊施設の中に休業要請の対象となる「集会の用に供する部分（宴会場）」がある場合
イ 銭湯の中に休業要請の対象となる「サウナ」がある場合

・休業要請の対象施設において、複数の個人事業者が1つの施設で営業しているケースで、施設を休業した場合は、代表者に1事業者分を支給します。

【例】複数のネイリスト（個人事業者）が1つのサロンで営業している場合

・出張サービスを専門とする事業者は、客等が利用する施設が特定できない場合は、施設の感染防止対策に主体的に携わることができないため、支給対象外。

【例】マッサージ店（国家資格有資格者が治療を行うものを除く）は、休業要請の対象であるが、ホテル等に出張して施術する出張型サービスの場合は、当該事業者が管理する施設が特定できないため、対象外。

②酒類を提供する上記①を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮（19時まで）を行った事業者

・従来から酒類を提供していない飲食店及び従来から通常19時以降に営業を行っていない飲食店は、支援金の対象外。

お電話によるお問い合わせ

《開設期間》

5月15日（金）～8月31日（月）

【北海道休業協力・感染リスク低減支援金お問い合わせセンター】011-351-6469

【開設時間】8時45分～17時30分（6月14日までは土、日も開設しています。）

※5月15日からお問い合わせ先が変更になりましたので、ご注意ください。

北海道 休業協力・感染リスク低減支援金 申請方法

電子申請はこちら

<http://hokkaido-support.jp>

印刷・郵送不要！
スマホでお手続きできます！



郵送受付はこちら

〒060－8791（住所不要）

北海道休業協力・感染リスク低減支援金事業運営事務局

※簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

※従来のあて先（北海道庁）へ送られた申請書類は、変更後の郵送先に転送します。

支援金お問い合わせセンター

011－351－6469

【受付時間】8:45～17:30

（6月14日までは土日も開設、以後平日のみ）

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と事業継続に取り組んでいただいている事業者の皆様をご支援するため、新たに2つの制度を創設します。

①支援金A 今回の道の休業要請等(5/16～)にご協力いただいた事業者の皆様が対象。

②支援金B 今回の道の休業要請等の対象外の事業者の皆様が対象。

・支援金は、AまたはBのどちらかのみを受け取ることができます。今回の道の休業要請や酒類の時間短縮の対象となる施設を管理運営する事業者の皆様は、支援金Bを申請できません。

支援金Aについて ※休業要請等の対象施設を管理する事業者

支援金の内容・支給額

①道の休業要請を受け、 対象施設の休業にご協力いただいた事業者	左記に加え	「新北海道スタイル」の取組を实践すること (※2)	支給額 10万円 (※1)
②酒類を提供する上記①を除く飲食店において、道の要請を受け、 酒類の提供時間短縮(19時まで)にご協力いただいた事業者			

※1 札幌市内の事業者については、道が5万円、札幌市が5万円を支給します。

(申請については、道において一括して受理します。)

支援金の支給対象となる期間

遅くとも令和2年5月19日(火)から5月31日(日)まで、休業等にご協力いただく必要があります。

(休業要請等の期間が「短縮された場合はその日まで」、「延長された場合は5月31日まで」)

休業要請等の対象施設の範囲

詳しくは、「別添資料1」をご確認ください

類 型	石狩振興局管内		その他の地域	
	5/16～5/24	5/25～	5/16～5/24	5/25～
①法令に基づく施設 【※全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設】 例：キャバレー・ナイトクラブ・スナック等の接待を伴う飲食店、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツクラブ等	対象	対象	対象	対象
②法令に基づく施設で①③を除く施設 例：ネットカフェ、体育館、ホウリング場、パチンコ屋、映画館、床面積計が1000㎡超の各種商業施設・大学・学習塾 等		対象外		対象外
③法令に基づく施設 例：床面積計が1000㎡超の博物館、美術館、図書館				
④法令によらない協力依頼を行う施設 例：床面積計が1000㎡以下の各種商業施設、大学、学習塾、博物館 等				
⑤酒類を提供する上記に含まれない飲食店				

支援金Bについて ※休業要請等の対象施設の管理者ではない事業者

支援金の内容・支給額

○休業要請の対象外だが、長期間の外出自粛や自主的な休業等により、 ひと月の売上が前年同月から、50%以上減少した事業者等 ※基本的に国の持続化給付金の対象者が対象となります。 (持続化給付金は令和元年12月末までに開業した方が対象ですが、本支援金では、特例として令和2年1月から3月末までに開業した方も対象とします。)	左記に加え	「新北海道スタイル」の取組を实践すること (※2)	支給額 5万円
--	-------	------------------------------	------------

※2「新北海道スタイル」とは、道民と事業者が互いに連携し、感染防止の取組に努め、新しい生活様式の実践に取り組むことで、新型コロナウイルス感染症に強い社会をつくっていく取組です。

※ 詳細は「別添資料2-1、2-2」をご覧ください。



制度の詳細については、「申請の手引き」をご確認ください。

※道のHP(トップページ「注目情報」→「経営持続化臨時特別支援金(5月16日以降)」)または、道庁本庁舎、総合振興局、振興局等で配布します

支援金支給の申請に必要な書類

- ① 申請書(支援金A・B共通様式。札幌市内と札幌市外の事業者で別様式。)
- ② 誓約書(支援金A・B共通様式。札幌市内と札幌市外の事業者で別様式。)
- ③ 通帳の写し
- ④ 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】
- ⑤ 「新北海道スタイル」の実践に係る取組内容が分かるもの
「新北海道スタイル」安心宣言の写し 等

支援金 A (上記①～⑤に加えて必要となるもの)

(1) 道の休業協力・感染リスク低減支援金を既に受給している方

- ⑥ 道の休業協力・感染リスク低減支援金の支給通知の写し

(2) 遅くとも5/19以降、休業等の要請に新たにご協力いただける方

- ⑦ 営業の実態が確認できるもの

対象期間より前から継続して営業していることを確認できるもの。

- ⑧ 業種・業態が確認できるもの

施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真

- ⑨ 休業等の状況が確認できるもの

対象期間中に休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことがわかる店頭告知チラシ(掲示物)やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど

※ご注意 上記書類が必要になりますので、休業等中に保存・記録願います。

支援金 B (上記①～⑤に加えて必要となるもの)

- ⑩ 国の持続化給付金の「給付通知書」の写し

- ⑪ 業種・業態が確認できるもの

施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真、フリーランスの方は活動の様子がわかるもの(パンフレット、ホームページ等)

令和2年1月から3月末までに開業された方【支援金Bの特例】

※ 令和2年4月1日から12月31日の任意の1ヶ月の売上が、令和2年1月から3月までの任意の1ヶ月の売上よりも50%以上減少した場合に、支援金をお支払いします。

- ⑫ 業種・業態が確認できるもの

施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し又は申請する対象施設ごとの外観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真、フリーランスの方は活動の様子がわかるもの(パンフレット、ホームページ等)

- ⑬ 法人の場合: 登記事項全部証明書 又は 商業登記簿謄本の写し

個人の場合: 開業届出書の写し

- ⑭ 売上が減少した月と比較する月平均の売上高が分かる書類(帳簿等)

申請期間 支援金A 令和2年5月29日(金)～令和2年8月31日(月)

支援金B 令和2年5月29日(金)～令和3年1月31日(日)

※5月29日(金)15時以降は、電子申請でも受付を開始します。

申請画面URL <https://hokkaido-support.jp/add/>

お問い合わせ【北海道 経営持続化臨時特別支援金 お問い合わせセンター】

【電話番号】011-350-7262【開設時間】8時45分～17時30分

(6月28日(日)までは土・日も開設)

中小企業総合振興資金（１／３）

（新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設しました。

○据置最大５年間や、一定の要件を満たした場合に３年間の無利子化及び保証料の減免を実施。

融資条件

	①国準拠	②道特別
資金使途	事業資金	
融資対象	危機関連保証、セーフティネット保証４号・５号のいずれかの認定を受けた中小企業者等	
融資金額	３，０００万円以内	３，０００万円以内
融資利率	〔固定金利〕 ５年以内 年１．０％ １０年以内 年１．２％	
融資期間	１０年以内（うち据置５年以内）	
取扱期間	令和２年５月１日から令和３年１月３１日まで ※令和２年１２月３１日までに保証申込みが完了している必要があります。	
借 換	保証付き融資からの借換が可能 （一部対象外の場合があります）	保証付き道制度からの借換が可能

- ①、②を合わせて最大６，０００万円まで融資の申込が出来ます。
- ②の申込みは、①の限度額を超えた場合に可能となります。

制度概要

- ・据置最大５年（ただし、②道特別の危機関連保証適用の場合は２年以内となります）
- ・以下の要件を満たせば、
当初３年間の利子と全期間の保証料がゼロになります。

	売上減少１５％以上	売上減少５％以上１５％未満
個人事業主 （事業性あるフリーランス含む、 小規模企業者（※）に限る）	当初３年間の利子と 融資期間中の保証料は国と道が全額負担	
上記を除く中小企業者	当初３年間の利子と 融資期間中の保証料は 国と道が全額負担	融資期間中の保証料の半額 を国と道が負担

※小規模企業者（従業員２０人（商業・サービス業は５人、宿泊業及び娯楽業は２０人）以下）

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課
TEL：０１１－２０４－５３４６
または各（総合）振興局の相談窓口まで

中小企業総合振興資金（2／3）

（新型コロナウイルスにより影響を受けた中小企業向け融資）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響を受けている中小企業者の方に皆様の経営安定を図るため、次のとおり融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】
- 新型コロナウイルス感染症緊急貸付（信用保証料の補助）

1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】																				
融 資 対 象 者	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (4) 最近3ヶ月間の売上高等が、前年同期比で5%以上減少している中小企業者等																				
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）																				
融 資 金 額	2 億円以内																				
融 資 期 間	10 年以内（うち据置3 年以内）※ 1																				
融 資 利 率	《固定金利》 5 年以内 年1.0% 10 年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% （融資期間が3 年を超えるものに限る）																				
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります																				
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします																				
保 証 料 率	●一般保証適用の場合 経営状況に応じて年0.45%～1.90% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%又は0.2%割引） 特別小口保険適用の保証 年0.72% （信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引） ●そのほかの保証適用の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">経営安定関連保証適用の場合</th><th rowspan="2">危機関連保証適用の場合</th></tr> <tr> <th>セフィネット4号</th><th>セフィネット5号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通保険適用の保証</td><td>年0.70%</td><td>年0.60%</td><td>年0.70%</td></tr> <tr> <td>無担保保険適用の保証</td><td>年0.68%</td><td>年0.58%</td><td>年0.68%</td></tr> <tr> <td>特別小口保険適用の保証</td><td>年0.48%</td><td>年0.41%</td><td>年0.48%</td></tr> </tbody> </table>			区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合	セフィネット4号	セフィネット5号	普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%	無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%	特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%
区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合																		
	セフィネット4号	セフィネット5号																			
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%																		
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%																		
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%																		
取 扱 金 融 機 関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、 農林中央金庫・商工中央金庫の道内支店、信用金庫、信用組合																				

※1 融資対象(3)については、据置が2年以内となります。

2. 新型コロナウイルス感染症緊急貸付（信用保証料の補助）

中小企業者等の緊急的なつなぎの資金繰りを支援するため、短期資金の貸付を実施しています。

【融資対象】 (1) 最近1か月の売上高が、前年又は前々年の同月と比べ5%以上減少している中小企業者等
 (2) 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上高が、令和元年10月以降の連続する3か月の平均売上高と比べ5%以上減少している中小企業者等
 (3) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等

【融資金額】 8,000万円以内

【融資期間】 1年以内

【融資利率】 1.0%

【信用保証】 すべて保証協会の保証付きとします

【保証料率】 ●一般保証適用の場合

経営状況に応じて年0.40%～1.71%

●その他の保証適用の場合

区分	経営安定関連保証適用の場合		危機関連保証適用の場合
	セーフティネット4号	セーフティネット5号	
普通保険適用の保証	年0.70%	年0.60%	年0.70%
無担保保険適用の保証	年0.68%	年0.58%	年0.68%
特別小口保険適用の保証	年0.48%	年0.41%	年0.48%

【保証料補助】 本貸付による借入に際し信用保証協会に支払った信用保証料を道が補助します。

・小規模企業で売上▲15%以上：保証料の全額

・上記以外：保証料の1/3

【取扱期間】 令和2年4月1日～令和2年9月30日

申込方法

借入を希望される場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて、商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、セーフティネット保証または危機関連保証の利用に際して市町村長から認定を受けた方については、「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P22ご参照）

感染予防対策普及 (飲食事業等感染予防対策普及事業)

飲食事業者等が感染拡大防止と社会経済活動を両立の上、事業継続できるよう支援します。

事業概要

【実施主体】

- ・道（広告代理店委託）

【対象業態】

- ・飲食業（レストラン、居酒屋、スナック等）等

【主な取組】

- ・Web上情報提供：感染予防対策解説動画や店舗内掲示素材の作成・配信、感染予防のWeb上セミナー
- ・周知等：リーフレット作成・配布

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業室輸出振興係
TEL：011-204-5312

地域の取組に対する支援 (中小・小規模事業者感染予防対策等緊急支援事業)

地域の商店街等が実施する感染症拡大防止対策や巣ごもり消費等に対応した販売促進等の取組を支援します。

事業概要

【事業主体】

- ①商店街を構成する団体のうち法人格を有する商店街組織
- ②商工会、商工会議所を中心とした団体
- ③同一の市町村内の複数の事業者等で構成する団体。ただし、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

【事業内容】

事業主体が行う下記の取組に対して支援します。

- (1) 感染拡大防止・消費促進支援事業
 - ・感染予防：マスク、消毒液、清掃器具、体温測定機器等の購入、消毒液散布等
 - ・消費促進：販促チラシ・ポスター、クーポン券・商品券の印刷等
- (2) 共用施設等整備事業
 - ・共同施設等の3密を防ぐための施設整備や修繕等

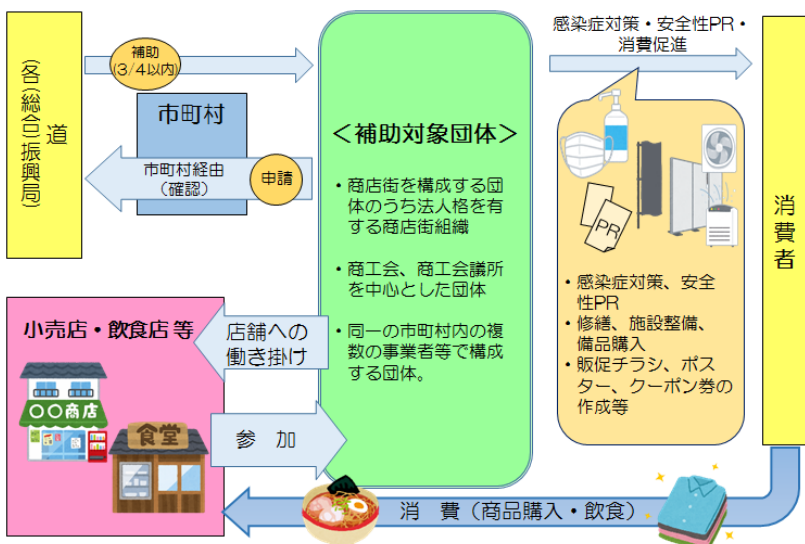
【補助内容】

- ・補助率：3／4以内
※補助申請総額が予算額を上回る場合は、補助率を調整し交付決定します。
- ・補助上限：1団体当たり100万円(実施主体が上記③の場合は構成する事業者1者あたり10万円を上限)

【募集時期】

令和2年(2020年)6月1日(月)～7月10日(金) ※(総合)振興局必着

【事業のイメージ】



【申請様式等】

申請書等の申請に必要な様式は中小企業課ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/r2yobou.htm>



【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課商業振興係
TEL：011-204-5341

宿泊事業者に対する支援 (宿泊事業者感染予防対策推進事業)

新型コロナウイルス感染症対策として、ホテル・旅館等の宿泊施設が導入する衛生管理機器の整備を支援（補助事業）します。

事業概要

補助対象者

- ・旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（ホテル、旅館、簡易宿所等）
- ・住宅宿泊事業の届出をした宿泊事業者（民泊）

補助対象経費

- ・感染症予防に関する衛生管理対策に必要な機器
- ・【一例】サーモグラフィー、除菌空気清浄機、殺菌エアータオル



補助金額・補助率等

- ・上限額：200万円
- ・下限額：20万円
- ・一機器あたり1万円以上
- ・補助率：3/4以内



【スケジュール】

- 6月1日 募集開始（道HPで告示）
- 6月30日 申請締切（先着ではありません）
- 7月中 採択案件決定・申請者に通知
- 7月以降 事業完了後（12月末まで）道の現地調査、補助金交付
- ※ 4月以降に購入した機器も対象とします。

【対象外】

- ・消耗品、中古品、リース品
- ・既存機器の修理及び改造
- ・一般的に宿泊施設で使用されている機器（例：エアコン、便器、食器、換気扇など）
- ・造作・改築（例：パーティション、部屋の間仕切り）

※申請案件は効果的な補助金執行の観点から審査し、予算範囲内で事業の採択を行います。
詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/index.htm>

※申請いただく宿泊施設におかれましては、「新北海道スタイル」安心宣言をしていただくよう、お願いします。詳細はホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

【お問合せ先】

北海道経済部観光局[受入体制整備]

TEL：011-204-5303

mail：kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp

感染拡大防止ガイドラインの策定普及

密閉、密集、密接のいわゆる「3密」が発生しやすく、オンラインによる代替対応が困難な業種において、業界団体が主体となったガイドラインの策定・普及と、ガイドラインに沿った感染拡大防止の取組を支援します。

事業概要

【対象業種】

- ・ホテル・旅館業（宴会部門）
→旅館業法第3条第1項の許可を受けて営業している施設であって、宴会部門を有し、地域における冠婚葬祭や住民、企業等の交流の場として宴会場の提供を行っているもの
- ・ライブ・エンターテインメント業
→音楽や劇場、ステージイベント等公演の運営又は施設の管理（ライブハウス、ライブバー、劇場等の施設をはじめ、公演を支える企画運営や舞台、照明、音響関連など）に係る事業を主たる業務としている事業者
- ・バス・タクシー業
→道路運送法第3条第1号に掲げる事業を行う者のうち、同法第4条に基づく国土交通大臣の許可を受けた事業者であって、次の要件を満たしているもの
 - ・本事業で作成したガイドラインに基づく対応を、事業終了後も継続して統一的行うため、ガイドラインを作成した補助事業者と速やかに連絡できる体制を構築している事業者
 - ・個人タクシーにあっては、各地域の協同組合を1事業者とみなす

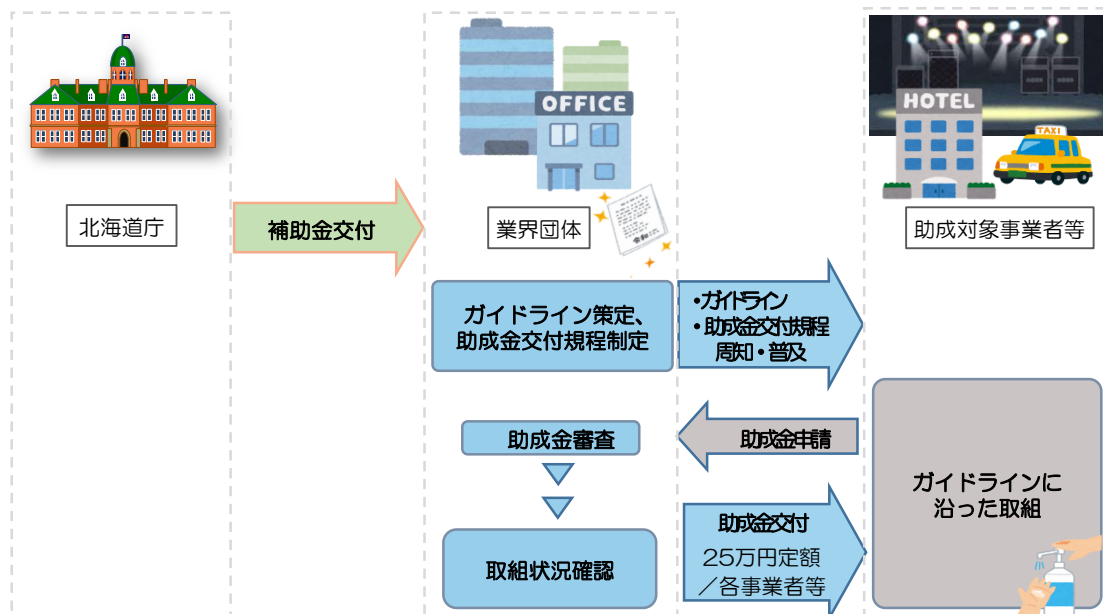
【支援内容】

- ・各業種における業界団体による感染拡大防止ガイドラインの策定及び普及啓発に対する支援（3業種に対し、各々1,000万円を交付）
- ・ガイドラインに沿った取組を実践する事業者等に助成金を業界団体から交付（各事業者等に対し、各25万円を交付）

【スケジュール（予定）】

- ①ガイドライン策定 ～6月中旬
 - ②助成金交付開始 6月中旬～
- ※業種により、スケジュールが前後する場合があります。

※助成要件等詳細については、ガイドライン策定と並行して検討しています。



【お問合せ先】

- （ホテル・旅館業界（宴会部門））
北海道経済部観光局 TEL：011-206-6896
- （ライブ・エンターテインメント業界）
北海道経済部経済企画局経済企画課 TEL：011-204-5140
- （バス・タクシー業界）
北海道総合政策部交通政策局交通企画課 TEL：011-204-5163

新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受けている中小企業・小規模企業の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。資金繰り、雇用環境、助成金・給付金など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、継続的な事業活動を支援します。

派遣費用
無料

課題に合わせた オーダーメイド型の助言・指導

支援対象者等

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小企業・小規模企業の皆さまに対して、専門家を2回程度派遣します。



派遣内容

資金繰り、雇用環境、助成金・給付金などに関するアドバイスをを行います。



派遣専門家

中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、店舗コンサル、社会保険労務士等を派遣します。



詳細は以下QR
コードから



【お問合せ先】

事務局：新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター（一般社団法人中小企業診断協会北海道）

TEL：0800-800-2551（フリーダイヤル）

FAX：011-231-1388

mail:corona@shindan-hkd.org

小規模事業者持続化補助金に対する上乗せ支援 (新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業)

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている小規模事業者が、国の小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（※）を活用して行う販路開拓等の取組に対して支援します。

※小規模事業者持続化補助金＜一般型＞について

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援する国の補助金で、影響を受ける事業者へ優先的な支援（採択審査において加点措置）を実施するものです。※採択審査への加点措置には、感染症の影響による売上減少等の証明書類が必要です。

【補助対象者】 小規模事業者等

【補助率（上限額）】 2/3（上限額50万円）

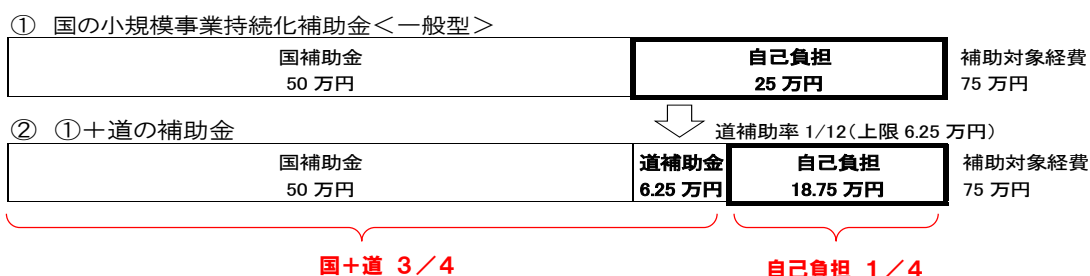
【活用事例】 ・小売店が、店舗販売の縮小を補うためインターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る
・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

制度概要

【事業内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者であって、国の小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（補助率2/3、補助上限額50万円）を活用する方々に対して、道が1/12（補助上限額6万2,500円）を補助することにより、自己負担額を1/3から1/4に軽減し、早期の事業再建や持続的発展を後押しします。

イメージ

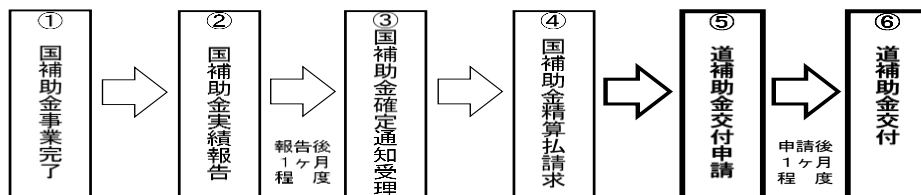


【募集内容】

- ・補助対象者：国の小規模事業者持続化補助金＜一般型＞に採択された方のうち、新型コロナウイルス感染症加点の付与を希望した小規模事業者の方
- ・補助率(上限額)：補助対象経費の12分の1以内（上限6万2,500円）
- ・補助対象経費：機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費

【申請の流れ】

この補助金は、国の小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の事業を完了し、補助金額の確定を経て精算払請求を提出した後に申請いただくものです。



詳細は以下
QRコードから



【申請スケジュール】

申請は年8回に分けて受付ます。各回ともに必着のため、間に合うよう余裕を持って手続きしてください。

○第1回：令和2年7月22日(水)～31日(金)	○第2回：令和2年8月24日(月)～31日(月)
○第3回：" 9月23日(水)～30日(水)	○第4回：" 10月23日(金)～30日(金)
○第5回：" 11月24日(火)～30日(月)	○第6回：" 12月21日(月)～28日(月)
○第7回：令和3年1月22日(金)～29日(金)	○第8回：令和3年2月19日(金)～26日(金)※最終

【問い合わせ・申請先】

道補助金交付要綱、申請書様式等については下記のウェブサイトをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者緊急支援事業補助金のご案内（北海道庁のウェブサイト）

【URL】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/200430_covid-19_hojyokin.htm

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 TEL：011-231-4111（内線26-218）

※国の小規模事業者持続化補助金＜一般型＞の対象要件や経営計画、申請など詳細については、
地域の商工会・商工会議所へご相談ください。

北海道コロナ通知システム（1／2）

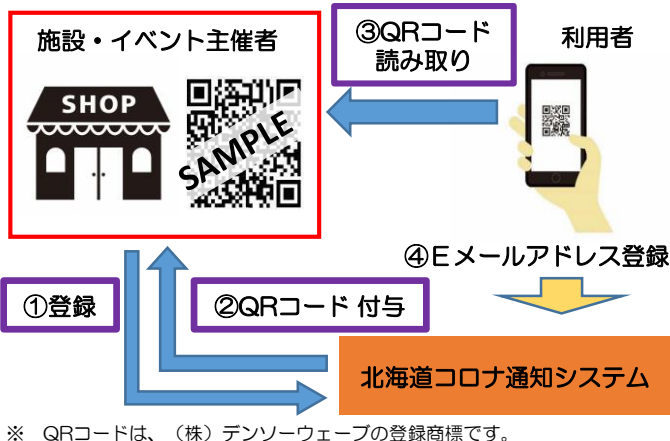
本システムは、不特定多数の方が利用する施設やイベント等において、新型コロナウイルスが拡大することを防止することを目的としています。

施設利用やイベント参加の際、QRコードからEメールアドレスをご登録いただくと、同じ日、同じ施設を利用した方の中から新型コロナウイルスの感染が確認された場合、北海道からEメールでお知らせします。

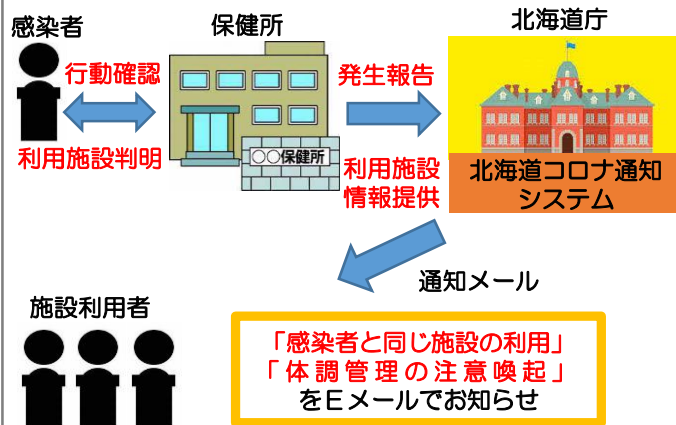
本システムでは、感染者が同じ施設を利用していた可能性が高いものの、どの程度の接触があったかはわかりませんので、ご利用者に感染の疑いがあるとは限りません。

まずは、体調管理に十分に注意し、検温の実施、手洗いの励行、マスク着用などを行っていただき、体調に不安のある方は、道庁の相談センターにご相談願います。

施設等利用者の登録



施設利用者へのお知らせ（フォローアップ）



利用者（道民）の皆様

○ 利用方法

- ①訪れた施設（会場）等に掲示されたQRコードを読み込んでください。
- ②表示される画面から、Eメールアドレスを登録してください。
- ③登録者と同じ日に同じ施設を感染者が利用していたことが判明した場合に、登録されたEメールアドレスにメッセージが届きます。
- ④メッセージが届いても、感染しているとは限りません。まずは体調管理にご注意いただき、体調悪化時には、相談窓口にご相談ください。（道庁相談センター 011-204-5020）

○ 登録するメリット

- ・感染防止対策に取り組んでいる施設であることを認知でき、安心してご利用いただけます。
- ・お知らせを受け取った方が体調が悪化した場合、相談窓口にご連絡することでスムーズな対応が受けられます。

○ お送りするメール文（例）

メール文（例）

「新型コロナウイルスに感染した方の行動歴を確認したところ、あなたが訪れていた施設を同じ日に利用していたことが確認された」旨、Eメールでお知らせします。

本システムでは、同じ施設を利用していても、どの程度近くにおられたかはわかりませんので、あなたに感染の疑いがあるとは限りません。

まずは、体調管理に十分に注意し、検温の実施、手洗いの励行、マスク着用などを行っていただき、体調の悪化が現れた場合は、道庁の相談センターにご相談願います。

○ 注意事項等

- ・QRコードは施設・イベントごとに異なりますので、訪れたそれぞれの施設等で読み込んでください。
- ・以前に利用したことがある施設でも、訪問する度に読み込んでください。（読み込んだ日時を基準に該当者にメッセージをお送りします。）
- ・本システムでは、利用者の氏名・住所・電話番号・GPS位置情報などは取得しません。（メールアドレスのみ管理します。）
- ・登録されたメールアドレスあてに確認メールをお送りします。確認メールが届かない場合は、登録ができていない可能性がありますので、お手数ですが、再度ご登録をお願いします。
- ・北海道からのお知らせメールは「@pref.hokkaido.lg.jp」からお届けします。ドメインによる受信制限等の解除をお願いします。
- ・登録いただいたメールアドレスは、北海道コロナ通知システムの事業目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- また、登録の2ヶ月後に、システムから消去します。
- ・風評被害を抑止するため、該当施設はお知らせいたしませんのでご了承ください。また、お問い合わせにもお答えできませんのでご了承ください。



事業者（店舗・施設・イベントの管理者（主催者））の皆様

○ 利用方法

1. 「店舗・イベント・施設QRコード取得フォーム」から施設・イベント等の情報を登録してください。
・生成フォームURL（<https://qc.domingo.ne.jp/group/register>）
2. 取得したQRコードを施設内・会場内に掲示してください。
3. 施設（会場）利用者に、掲示QRコードの読み込みを案内してください。

QRコード生成



このボタンをクリックすると生成フォームが開きます。

店舗・イベント・施設QRコード生成

こちらは「北海道コロナ通知システム」店舗関係者・イベント主催者様用のご登録ページです。
下記入力欄に皆様の店舗・イベント・集客施設の情報のご登録をお願いします。
「登録してQRコードを生成」のボタンを押すと、表示用のQRコードをダウンロードすることができます。

店舗（支店）・イベント・施設名 必須

担当者氏名 必須

連絡先電話番号 必須

担当者メールアドレス 必須

郵便番号 必須

住所 必須

☐ 開催期間無し ☐ 開催期間有り

☐ 利用規約に同意する

登録してQRコードを生成

左の生成フォームに必要事項を入力（6カ所）し、最後に「登録してQRコードを生成」をクリックしてください。

※連絡先・電話番号・郵便番号・住所については、店舗またはイベント主催者の連絡先を入力してください。

※イベントの場合は「店舗・イベント・施設名」欄にイベント名を入力し、「担当者氏名」欄に主催者名と担当者名を入力してください。

「担当者メールアドレス」欄に記入されたアドレスに生成されたQRコードが届きます。

○ 登録するメリット

- ・お客様などに安心してご利用いただけます。
- ・感染症対策に積極的に取り組んでいることをPRできます。

○ 注意事項等

- ・複数の施設を所有する場合は、施設ごとにQRコードを取得してください。
- ・同一施設内には、同じQRコードをコピーして複数掲示いただけます。
- ・施設利用者（お客様）にEメールでお知らせするメッセージに、施設（会場）名や利用日は記載しません。
- ・いただいた情報については、北海道コロナ通知システムの事業目的にのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

○ よくある質問（Q&A）

利用者（道民の皆様）向け

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertQA1.pdf>

事業者（施設管理者・イベント主催者等）向け

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertQA2.pdf>

【お問合せ先】

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
TEL：011-206-0289

感染拡大に配慮しつつ、新たな業態への挑戦やITを生かした取組などにより、需要を回復させる企業や団体の取組事例を紹介していますので、参考にいただければ幸いです。

制度概要

現在次のような事例を道のHPでご紹介しています。

1. 感染予防・拡大防止
 - ・ビュッフェレストランで、食器類やカトラリーの高温洗浄、食事用トレイの除菌洗浄を実施。ご希望のお客様対象に個人用の取り分け用のトング、取り箸の提供、また料理をパックに詰めて、部屋に料理を持ち帰りいただくサービスを実施。【ホテル業】
 - ・乗務員が手洗い、手指用アルコールでの消毒、乗務中も含めたマスクの着用を行うほか、乗客の降車ごとに車内の換気や消毒液散布を徹底。カバン発生装置による除菌なども定期的実施。【旅客自動車運送業】
 - ・札幌本社において、従業員の在宅勤務比率30%を目標に、在宅での業務に必要なパソコンディスプレイやIT周辺機器を配布。また、コールセンターについても、情報セキュリティや執務環境を確保した上で、在宅勤務を導入。【生命保険業】
 - ・就職活動イベントなどの中止により企業情報などが十分に得られない学生のために、団体のHPでものづくり系出前授業を配信。【経済団体】
2. 消費喚起・販路開拓
 - ・キャンセルが相次ぐ地元の飲食店を支援するためインターネットで資金を集めるクラウドファンディングを開始。【飲食業】
 - ・宿泊用の客室をテレワークの拠点として使ってもらう特別プランの販売を開始。【ホテル業】
 - ・商工会議所のHPに「緊急在庫処分SOS!」というタイトルの専用ページを立ち上げ、イベント中止や来店客の減少により売上低迷や過剰在庫を抱える企業と消費者などを仲介し、売上回復、販路確保を支援。【経済団体】
 - ・プレミアム商品券等の取組【道内市町村】
3. 業界団体のガイドライン等
 - ・ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
 - ・ネイルスクール及びネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン【（NPO法人）日本ネイリスト協会】
 - ・エステティックサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン【（NPO法人）日本エステティック機構】
 - ・外食産業のための新型コロナウイルス感染症対策【（一社）日本フードサービス協会】
 - ・フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン【（一社）日本フィットネス産業協会】
 - ・学習塾等における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について【（公社）全国学習塾協会】
4. 特集コラム
 - ・個別企業へのインタビュー内容
5. 注目記事
 - ・規制緩和などの情報
6. 北海道IT産業からの提案
 - ・企業経営をサポートする道内IT技術

以下QRコードから



北海道 新型コロナウイルス対策 企業・団体の取組

検索

または

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課

TEL：011-204-5336

掲載内容は随時更新してまいりたいと考えておりますので、掲載を希望する企業、団体等がいっぱいありましたら、産業振興課までご連絡いただけますと幸いです。

新北海道スタイルの実践に役立つ国の主な支援策

国でもさまざまな支援策が用意されており、道支援策と連動してのご活用も可能です。主な支援策を以下にご紹介します。

資金繰り	政府系金融機関による融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業事業）	融資金額3億円以内。1億円を限度として利子補給により実質無利子化	日本政策金融公庫札幌支店 011-281-5221
		新型コロナウイルス感染症特別貸付（国民生活事業）	融資金額6,000万円以内。3,000万円を限度として利子補給により実質無利子化	日本政策金融公庫札幌支店 011-231-9131
		危機対応融資	融資金額3億円以内。1億円を限度として利子補給により実質無利子化	商工中金コールセンター 0120-542-711
	その他	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資金額6,000万円以内。3,000万円を限度として当初3年間の金利を0.9%割引	日本政策金融公庫札幌支店 011-281-5221
		生活衛生改善貸付の金利引き下げ	必要な資金を無担保・無保証で利用可	日本政策金融公庫札幌支店 011-281-5221
		衛生環境激変対策特別貸付	飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
補助金	設備・資材・ソフト導入	持続化補助金	販路開拓に活用可。補助上限を50万円から100万円へ引き上げ。補助率2/3	日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 03-6447-5485
		IT導入補助金	業務効率化に活用可。補助率1/2から2/3へ引き上げ。補助額30～450万円。	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター 0570-666-424
		ものづくり補助金	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。補助上限：原則1,000万円 補助率：【通常枠】中小1/2、小規模2/3 【特別枠（類型A）】2/3 【特別枠（類型B又はC）】3/4	ものづくり補助金事務局 サポートセンター 050-8880-4053
		時間外労働等改善助成金（テレワークコース）	テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主を支援。補助率1/2、補助上限100万円	テレワーク相談センター 0120-91-6479

※ほかにも様々な支援策がご用意されております（経済産業省ホームページ）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

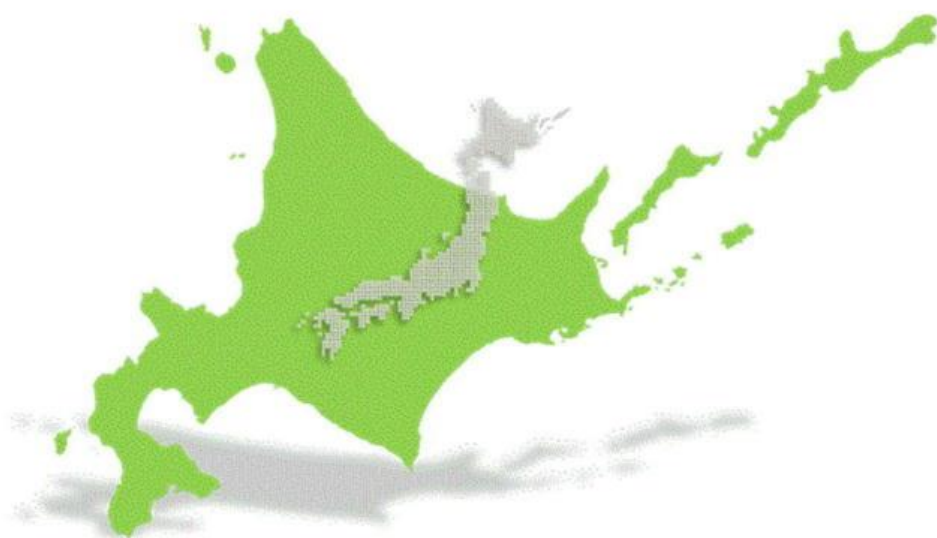
コロナ対策 経済産業省

検索

右QRコードからもご覧いただけます



第2章 その他の コロナ関連支援策



相談窓口の開設

道では、新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴い、中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、「新型コロナウイルス関連肺炎の流行に伴う経営・金融特別相談室」を設置しているほか、お問い合わせ内容に応じ、関係団体とも連携の上、各種相談窓口を開設しています。お困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

区分	相談窓口	窓口時間	連絡先
経営・金融 特別相談室 以下QRコード からもご確認 いただけます 	北海道経済部中小企業課	平日：8:45～17:30 休日：9:00～17:00	電話：011-204-5346
	空知総合振興局商工労働観光課	平日：8:45～17:30	電話：0126-20-0061
	石狩振興局商工労働観光課		電話：011-204-5827
	後志総合振興局商工労働観光課		電話：0136-23-1362
	後志総合振興局小樽商工労働事務所		電話：0134-22-5525
	胆振総合振興局商工労働観光課		電話：0143-24-9589
	日高振興局商工労働観光課		電話：0146-22-9281
	渡島総合振興局商工労働観光課		電話：0138-47-9459
	檜山振興局商工労働観光課		電話：0139-52-6641
	上川総合振興局商工労働観光課		電話：0166-46-5940
	留萌振興局商工労働観光課		電話：0164-42-8440
	宗谷総合振興局商工労働観光課		電話：0162-33-2925
	オホーツク総合振興局商工労働観光課		電話：0152-41-0636
	十勝総合振興局商工労働観光課		電話：0155-27-8537
	釧路総合振興局商工労働観光課		電話：0154-43-9182
	根室振興局商工労働観光課		電話：0153-24-5619
資金繰りの相談	北海道信用保証協会	平日：9:00～17:00 休日：〃	電話：011-241-2231
経営面の相談	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	平日：9:00～17:30 休日：9:00～12:00 13:00～17:00	電話：011-232-2001
	北海道よろず支援拠点		電話：011-232-2407
雇用関連の相談	労働相談ホットライン	平日：17:00～20:00 土曜：13:00～16:00	電話：0120-81-6105
海外との取引等 についての各種 相談	北海道国際ビジネスセンター相談窓口	平日：9:00～17:00	電話：011-251-2700 hibc@dousanhin.com

※国・関係団体の経営相談窓口については下記QRコードをご参照ください

【平日のご相談】



【休日のご相談】



国の給付金、助成金に関する申請サポート窓口

本庁・振興局に設置した窓口において、国の支援策である「持続化給付金」及び「雇用調整助成金」の申請にあたって必要となる書類や基本的な疑問等に対し、道の職員がアドバイスを行うことで、事業者の皆様がスムーズに申請できるようお手伝いします。

持続化給付金	中堅、中小・小規模事業者等に最大200万円、フリーランスを含む個人事業者等に最大100万円を給付	持続化給付金事業コールセンター (経済産業省) 0120-115-570
雇用調整助成金	休業手当等の一部（又は全部）を助成。 助成率：中小企業 4/5（最大10/10）、 大企業 2/3（最大3/4）	北海道労働局（札幌圏）及び各ハローワーク 又は 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター：0120-60-3999

設置場所	住 所	持続化給付金 サポート窓口	雇用調整助成金 申請サポート窓口
本庁 （主に札幌圏の方向け）	札幌市中央区北3条西6丁目	【中小企業課】 011-204-5331	【雇用労政課】 011-204-5353 011-204-5354
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061	
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827	
後志総合振興局商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362	0136-23-1362
小樽商工労働事務所	小樽市富岡 1 丁目14-13	-	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9589	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通56	0146-22-9281	
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9459	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6641	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5940	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440	
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528	
林-ツ総合振興局商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0636	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-27-8537	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9181	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-5619	0153-23-6829

※3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
※事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先が繋がらない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

- 開設時間：朝8時45分～夜17時00分（月～金※祝日除く）
- 注意事項
 - ・ 当該窓口は、給付金、助成金の申請に向けた事前のアドバイスを行うものであり、申請を代行するものではありません。
 - ・ 支給の可否や支給額といった国の判断が必要となるものなど、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。

食と観光需要確保緊急対策事業

道産品の消費回復と新型コロナウイルス感染症収束後に向けた道内観光需要の下支えを目的としたキャンペーンを展開します。

事業概要

【事業内容】

- ・道産品消費回復緊急対策事業（次頁参照）の通販サイトにおける道産品購入者等を対象として、道内宿泊券等が当たる「北海道の観光を応援！キャンペーン」を実施する。

【キャンペーン内容】

■ 応募対象者及び景品

①プレミアム抽選会

「北海道どさんこプラザWEB」で令和2年4月27日正午から令和2年7月31日23時59分までの間に、1度に5千円以上（割引後の金額で消費税及び送料を含んだ額）の商品購入者

・特賞

10万円相当の道内ペア宿泊券等 10人（※10万円以内の景品）

・A賞

道内空港利用往復航空券等 30人

・B賞

2万5千円相当の道内ペア宿泊券等 60人

②ラッキー抽選会

応募条件なし

・1,500円～5,000円相当の道内観光施設等利用券 2,200人

・ウポポイ入場券 1,800人

■ 応募期間

令和2年6月1日から7月31日まで

■ 応募方法

楽天市場、Yahoo!ショッピング、47CLUB 各サイトの「どさんこプラザWEB」内バナーより接続

■ 受託者

北海道貿易物産振興会

【お問合せ先】

北海道経済部観光局[誘客係]

TEL：011-204-5306

道産品消費回復緊急対策費

道内の食品製造事業者の商品を全国の皆様に買い支えていただき、道産品の消費回復を図ることを目的に、通販サイトによる道産品の販売キャンペーンを実施します。

制度概要

【事業内容】

■キャンペーンサイト：楽天市場、Yahoo!ショッピング、47CLUB

■割引サービス：

商品20%割引。また、送料が別途かかる商品については、3,000円（税込み）以上お買い上げで送料無料。

詳細は以下QR
コードから



■出品商品の構成：

- ①地域の味をお届け（振興局・市町村・道の駅のセット商品）
- ②どさんこプラザお薦めギフト商品
- ③北海道認定商品（北のハイグレード・きらりっぶ等）
- ④季節の旬の商品（農産物、水産物）
- ⑤全道各地からの公募商品など



■出品商品の公募：第3期及び第4期に出品する商品について、ホームページで商品を募集。

※1事業者3商品まで。申し込みは最寄りの（総合）振興局産業振興部

商工労働観光課へメールで応募

※出品募集ホームページ

北海道経済部食関連産業室：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/syouhinbosyu.htm>

（一社）北海道貿易物産振興会：<http://www.dousanhin.com/>

■受託者：北海道貿易物産振興会及び北海道百科のコンソーシアム

【実施時期】

令和2年4月27日から令和2年7月31日まで

- | |
|-----------------|
| 第1期：4月27日～5月10日 |
| 第2期：5月11日～5月31日 |
| 第3期：6月 1日～6月30日 |
| 第4期：7月 1日～7月31日 |

※4月27日（月）正午キャンペーン開始

※キャンペーンの期ごとに割引原資を設定。期間中に設定額を超えた場合は、時期キャンペーン開始まで通常価格で販売。

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業室販路拡大係

TEL：011-204-5766

【失業された方々向け】ジョブカフェ・ジョブサロンについて

新型コロナウイルスの影響等により、離職した方々に向け、キャリアカウンセリング等を行っております。失業された場合などは、ジョブカフェ・ジョブサロンへご相談いただければ、ワンストップで離職者の早期再就職を支援します。

コロナウイルスの影響等で

失業をされた皆様へ ジョブカフェ・ジョブサロンで



お話をうかがいます

◆ 1人で悩まず、まずは、ジョブカフェ・ジョブサロンへご相談ください。ワンストップで対応します。

活用方法

①キャリア・カウンセリング
(仕事探しの困りごと)



■ ジョブカフェ・ジョブサロンでは、窓口での相談のほか、メールやスカイプなどWeb相談でも対応しています。(※メール以外要予約)

②キャリアアドバイザーによる
各種情報等の提供



■ 専門のアドバイザーが皆様の状況に応じ、就職相談や職業訓練の情報提供を行うなど、きめ細かな相談対応を行います。

③応募書類の添削
面接の対策



■ 模擬面接や応募書類の添削も行っています(Web対応可。模擬面接要予約) Wi-FiやPC、プリンターも利用できます。

<http://www.jobcafe-h.jp>

※Webでのご相談をご希望の方は、上記URLをご参照ください。

このほか、函館、旭川、釧路、帯広、北見で窓口でのご相談を受け付けております。詳しくは、上記URLをご参照ください。



【お問合せ先】

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道 TEL : 011-209-4510

北海道経済部労働政策局雇用労政課 TEL : 011-204-5353、011-204-5099

オンライン就職活動緊急支援事業

新型コロナウイルスの影響により、満足な就職活動を行えない就活生等若年求職者に対し、オンラインセミナーの実施や、オンライン合同企業説明会の開催により、感染拡大の防止を図りながら若年者の就職活動及び企業の採用活動を支援します。

事業概要

アンケートや質疑応答等、双方向のやりとりが可能であるライブ配信型のサービスを活用し、PCやスマホを通じて、どこからでも視聴可能なオンラインセミナー・オンライン合同企業説明会を開催。

1 オンラインセミナー

- 【概要】 ○就職活動の進め方、自己分析、模擬面接等、求職者に対する就職支援セミナーを開催
○開催後の視聴ができるよう、セミナーを録画し、HP等で公開
- 【開催時期】 通年
- 【対象】 翌年4月の新規採用希望者（高校生、大学生）等

2 オンライン合同企業説明会

- 【概要】 ○各企業が順番にPRを実施できる、オンライン合同企業説明会を開催
○参加企業は100社程度、1社あたり30分の持ち時間を想定
○求職者は、同時に100名接続が可能
- 【開催時期】 6月上旬（予定）
- 【対象】 求職者：翌年4月の新規採用希望者（大学生）等
企業：道内中小企業等

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業推進係
TEL：011-204-5099

「NO! 3密」就活応援宣言 (企業・団体の取組事例発信)

道内企業・団体におけるソーシャルディスタンスを保って行う採用活動（オンラインセミナー・オンライン合同企業説明会）を推進するため、『「NO! 3密」就活応援宣言』と題して、道内企業・団体の取組内容を一元化し、ホームページで発信します。

事業概要

道内企業・団体におけるソーシャルディスタンスを保って行う採用活動（オンラインセミナー・オンライン合同企業説明会）の取組内容を一元化し、道のホームページで発信。

1 発信内容

- (1) 道内就職希望の学生向けのオンラインセミナー・オンライン合同企業説明会等の開催情報
(2) 道内企業の採用活動のオンライン移行を支援する道内企業・団体の紹介

2 取組の情報について

ホームページに掲載する情報は、道内企業や経済団体等の協力を得ながら、順次更新予定。

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業推進係
TEL：011-204-5099

詳細は右QR
コードから



勤労者福祉資金による生活資金等の融資

勤労者福祉資金は、道内に居住する中小企業従業員（育児・介護休業者を含む）、非正規労働者、季節労働者及び離職者に対して、生活の安定と福祉の向上を図るため、医療、教育等の生活資金を低利で融資する制度です。

<休職者向け>

新型コロナウイルス感染症の影響により、休職を余儀なくされた勤労者の方々を支援するため、一定期間、保証料を免除します。

<離職者向け>

事業主都合で離職された方に対しては、保証料を免除するとともに、さらに低利（年利：0.6%）で融資します。

休職者向け新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【内容】

勤労者福祉資金の対象者で、中小企業で働く方、非正規労働者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、休職を余儀なくされた方に対する融資の保証料を一定期間免除します。

- ・融資金額 120万円以内（融資期間8年以内）
- ・融資利率 年1.6%
- ・保証料率 免除（2020年9月申込受付分まで）
※保証料率の免除 0.5% → 0.0%

【申込先】

取扱金融機関（北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）

【留意事項】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に該当するかの判断基準として、事業主による休業証明書を求めるものとします。
- ・なお、子どもの一斉休校に伴う休業者については、家庭内に小学生以下、または特別支援学校（高校まで）に通う子どもがいることを確認できる書類（健康保険証の写し等）があれば、休業証明書は不要です。

事業主都合の離職者向けの低利融資

【内容】

事業主都合による離職された方に対しては、保証料を免除するとともに、以下の利率により生活費等を融資します。

- ・融資金額 100万円以内（融資期間：5年以内）
- ・融資利率 年0.6%
- ・保証料率 免除（2021年3月申込受付分まで）

【申込先】

取扱金融機関（北海道労働金庫、北海道銀行、北洋銀行、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）

【留意事項】

融資にあたっては、取扱金融機関の条件や審査があります。

【お問合せ先】

取扱金融機関に直接お問い合わせいただくか、北海道経済部地域経済局中小企業課（011-204-5346）または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所まで

感染症の影響による人手不足への緊急的な対応として、北海道短期おしごと情報サイトを開設し、一次産業や流通業など人手不足にある企業等と、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートします。

人材不足の企業の皆様

社会貢献・副業したい皆様

雇用維持したい企業の皆様

北海道短期おしごと情報サイト をご活用ください

【活用方法】

北海道庁

「短期おしごと情報サイト」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.htm>



① 求人情報登録

オンラインフォームで
簡単登録（約5分）

求人情報一覧
サイトからDL可

② サイト閲覧

リストから条件に合う出向先を
自由に選択可能

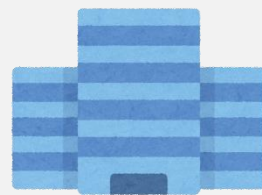


人材不足の企業等
農業、食品加工業、運送等

③ 連絡・調整・就労

短期バイト、出向契約等

**社会貢献・副業したい方
雇用維持したい企業等**
宿泊業、飲食業、製造業等



【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。
（休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です）
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課
TEL：011-251-3896

道税の申告期限の延長・納税の猶予等

- 道税を一時に納税できない場合については、納税の猶予が適用される場合があります。
- 法人道民税・事業税をはじめ道税の申告・申請・請求等について、期限までに申告等することが困難な状況となり、提出が遅れるやむを得ない理由がある場合は、その期限が延長される場合があります。

納税猶予の特例制度の申請手続について

■徴収猶予の特例（地方税法附則第59条）

【猶予の要件】

新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、次のすべての要件に該当するときは、申請により、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められることがあります。

- ① 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 道税の全部又は一部を一時に納税することが困難であること
- ③ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限（延長された場合は延長後の期限）が到来すること

【申請の手続】

徴収猶予の特例を受けようとするときは、次の書類を総合振興局等に提出してください。

- ① 「徴収猶予申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支の明細書」（猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は「財産収支状況書」）
- ③ 事業収入の減少等の事実を証する書類（売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなど）

【申請の期限】

令和2年6月30日又は徴収猶予の特例を受けようとする道税の納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）までのいずれか遅い日までに申請してください。

【猶予の効果】

徴収猶予の特例が認められると督促や財産の差押えが猶予され、猶予期間中の延滞金の全部が免除されます。

【猶予の許可又は不許可】

書類内容の審査後、総合振興局等から「徴収猶予許可通知書」又は「徴収猶予不許可通知書」を送付します。

■その他の猶予制度

「徴収猶予の特例」の要件を満たさない場合でも、道税を一時に納税することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合などは、他の猶予制度が認められることがありますのでお問い合わせください。

申告期限等の延長について

【対象となる手続】

令和2年2月27日以降に期限が到来する次の手続が対象となります。

- ① 道税の申告と納付（納入）※1
（道民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人道民税・事業税、個人事業税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、道たばこ税、循環資源利用促進税）
 - ② 道税に関する申請、請求、その他書類の提出※2（自動車税種別割の減免申請、事業開始等の届出など）
- ※1 申告は可能であるが納付（納入）ができない場合は、納税猶予の制度がありますのでご活用ください。
※2 軽油引取税の製造等承認申請、免税軽油の各種申請など事前に承認が必要なものについては、対象とならない場合がありますのでお問い合わせください。

【延長が認められる「やむを得ない理由」】

- ① 税務代理等を行う税理士（事務所職員を含む。）が感染した場合
- ② 企業の職員が感染者又は濃厚接触者に該当し、経理担当部署を閉鎖している場合
- ③ 感染症拡大の予防策のため、定時の株主総会の開催を遅らせた場合
- ④ 感染予防のため、来庁時期を遅らせた場合など

※ 上記の理由以外であっても、感染症の影響を受けて申告等が期限までに困難な場合には、延長が認められます。

【必要な手続】

「延長申請書」を提出いただく必要があります。

なお、申告書等の余白に次の事項を記載して提出した場合は、延長申請書の提出があったものとみなします。

- ① 新型コロナウイルス感染症による申告等の期限延長申請
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連して、申告等を行うことができない理由

【その他】

- ・延長申請書は「やむを得ない理由がやんだ日」以後速やかに提出してください。
- ・申告書等の提出及び納付（納入）期限は、原則「申告書等の提出日」となります。
- 申告の場合は、申告日までに納付（納入）をしてください。

詳細は道税
ホームページまで



詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。

【道営工業用水道（室蘭・苫小牧・石狩）受水事業者向け】

道営工業用水道料金の支払猶予及び分納が可能です！

新型コロナウイルスの感染拡大による経済状況の悪化を踏まえ、受水事業者を支援し、道内経済の下支えをするため、道営の3地区（室蘭・苫小牧・石狩）にある工業用水道の使用料金の納付期限の延長と分割納付ができるようにいたします。
対象料金は、令和2年(2020年)6月～9月分（7月～10月納付分）で、納付期限の延長は、最長3ヶ月、延長後の支払いは、最大3回まで分割納付が可能です。

1 要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、操業等に支障が出ており、道営工業用水道使用料金の支払いが一時的に困難になっている受水事業者が対象です。

2 申請手続

支払猶予（履行期間延長）等の措置を受けようとする各月の納付期限の7日前までに、次の提出書類により企業局工業用水道課に申請してください（まずは、電話等にてご連絡ください）。

【提出書類】

- ① 別紙様式：新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因する工業用水道料金の支払猶予（履行期限の延長）申請書

※ 次のホームページからダウンロード可能

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/kgs/covid19.htm>

- ② 添付書類：延長等の措置を受けようとする月の納入通知書

3 延長期間等

(1) 対象料金：令和2年6月分～9月分（7月～10月納付分）

(2) 申請期限：各月の納付期限の7日前（閉庁日の場合は翌開庁日）までに申請

対象料金	6月分	7月分	8月分	9月分
納付期限	7/13(月)	8/12(水)	9/14(月)	10/12(月)
申請期限	7/6(月)	8/5(水)	9/7(月)	10/7(月)

※ 複数月の申請をする場合は、各月で申請手続きが必要です。

(例) 6月分料金(料金9万円)を納付期限3ヶ月延長し、分割回数3回とする場合

6月分料金		6月分①	6月分②	6月分③
9万円	➡	3万円	3万円	3万円

検診日 6月22日

納付期限 7月13日 ➡ 10月12日 11月12日 12月14日

【お問合せ先】

北海道企業局工業用水道課

TEL: 011-204-5677(ダイヤルイン)



安全・安心、安価な
工業用水道へチェンジ！